

傍聴を希望される方へ

1 傍聴の申出

平成30年3月30日（金）開催の平成29年度第4回中央区文化推進事業助成審査会「最終評価報告会」において、「プレゼンテーション」の傍聴をご希望される方は、同日午後1時00分～午後1時20分の間に「築地社会教育会館 4階 視聴覚室」にある「傍聴受付」に「傍聴希望申出書」を提出してください。

2 傍聴の定員

傍聴の定員は20人とします。

なお、傍聴希望者数が定員を超えた場合には抽選となり、当選者のみが傍聴をすることができます。

3 傍聴席の入場制限

助成申請者等がプレゼンテーションを行っている間には、途中から傍聴することはできません。

また、次のいずれかに該当する場合は、傍聴することはできません。

- (1) 本日のプレゼンテーションが終了していない助成申請者、説明者等の関係者
- (2) 凶器その他危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれがある物を所持している者
- (3) 酒気を帯びていると認められる者
- (4) 異様な服装をしている者
- (5) 張り紙、ビラ、掲示版、プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者
- (6) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を携帯している者
- (7) その他審査会の議事等を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

4 傍聴席での注意事項

- (1) 事務局職員の指示に必ず従ってください。
- (2) 傍聴席では、次の行為を行うことができません。
 - ア 委員長等の許可なく、指定された傍聴席を移動すること。
 - イ 写真、動画等を撮影し、又は議事を録音すること。
 - ウ パーソナルコンピュータ等情報通信機器を使用すること。
 - エ 容儀を乱し、又は談話すること。
 - オ 飲食し、又は喫煙すること。
 - カ 会議中の言論に対し批評を加え、又は拍手その他の方法で賛否を表明すること。
 - キ 騒ぎ立てる等審査を妨害すること。
 - ク その他審査の妨害となるような行為を行うこと。
- (3) 委員長から退場の指示があった場合には、速やかに退場してください。